

**令和 8 年第 II 回 監査論【講評】**

短答式試験，おつかれさまでした。

今回の短答式試験の問題数は，最近の傾向どおり 20 問でした。また，出題実績のない分野からの出題はありませんでした。全体の難易度としては，**前回の短答式試験（2025 年 12 月実施）よりも易化した**といえます。

今回の試験の特徴としては以下が挙げられます。

- ・前回（令和 8 年第 I 回）と比べて，頻出分野（A エリア）からの出題が相当増加した。
- ・前回に引き続き「期中レビュー」が単独で出題された。
- ・前回に引き続き「保証業務」からの出題がなかった（2 回連続で出題されなかったのは平成 28 年以来）。

前回と比較して，監査論の短答直前答練第 1 回で掲げた分野のうち，A エリアからの出題が増加したことから，高得点も狙える試験であったと感じました。今回は，易しい問題と難しい問題の差がはっきりしていた一方で，細かな知識を問う記述も一定数あったため，消去法を徹底できているかどうかで勝負が分かれたといえるでしょう。また，前回に引き続き，理解を踏まえた問題文の読解力を試す出題も一定数みられました。

次に，出題範囲については，ここ数年の短答式試験の傾向どおり**幅広く様々な分野から出題**されています。具体的には，監査総論，監査主体論，リスク・アプローチ監査，公認会計士法，会社法，金融商品取引法，不正リスク対応基準，不正への対応，品質管理，内部統制監査，期中レビュー，監査報告論，経営者確認書，監査上の重要性，監査役等とのコミュニケーション，グループ監査，会計上の見積りの監査，監査上の主要な検討事項，特別目的の財務諸表及び個別の財務表又は財務諸表項目等の監査から出題されています。

そのため，例年どおり重要性の低い分野にこだわりすぎず，重要性の高い頻出分野について網羅的に学習していたかどうかで点数差がついた試験であったと感じています。

今回の短答式試験の難易度は，正答したい難易度：易の問題が 15 問，正答が可能な難易度：普の問題が 3 問，正答することが難しい難易度：難の問題が 2 問でした。

なお，今回の試験の目標点は，難易度：易の問題については 15 問中 14 問，難易度：普の問題については 3 問中 2 問正答していただきたいので，**80 点**になります（難易度：難の問題については正答できなくて構いません）。

## 令和 8 年公認会計士試験

## 第 II 回短答式試験

## 監査論・解答解説

## 問題 1

正解 2 (難易度: 易)

- ア. ○ (「監査基準報告書 200」10 項)
- イ. × **職業的懐疑心は、過去の経験により経営者や監査役等が誠実であると認識している場合であっても軽減されない。**したがって、本肢は誤りである(「監査基準報告書 200」14 項, A21 項)。
- ウ. ○ (「監査基準報告書 200」A50 項, A51 項)
- エ. × 必要な監査証拠の量は、重要な虚偽表示リスクの程度と監査証拠の質に影響される。**監査証拠の質が高ければ必要量が少なくなることがある**ため、本肢は誤りである(「監査基準報告書 200」A30 項, 「同 500」4 項(4), A4 項)。

## 問題 2

正解 3 (難易度: 易)

- ア. ○ (「監査基準報告書 200」A31 項, A39 項)
- イ. × 財務諸表に重要な虚偽表示がない場合に、重要な虚偽表示があるという意見を表明するリスクは、監査リスクに含まれない点は正しい。しかし、**監査リスクには、訴訟・風評等の監査人の事業上のリスクも含まれない**ため、本肢は誤りである(「監査基準報告書 200」A32 項)。
- ウ. × **監査チーム内の討議は、監査責任者と監査チームの主要メンバーが参加して実施する。**したがって、本肢は誤りである(「監査基準報告書 315」16 項)。
- エ. ○ (「監査基準報告書 200」A51 項)

## 問題 3 正解 5 (難易度: 易)

- ア. × 国家公務員等又はこれらの職にあった者は、在職中又は**退職後 2 年間**は、在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について公認会計士法第 2 条第 1 項の業務 (1 項業務) を行うことができないため、本肢は誤りである (「公認会計士法」第 24 条第 3 項)。
- イ. ○ 公認会計士が監査証明業務を行った場合でも、やむを得ない事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、翌会計期間終了日までに役員等に就くことが認められる。例えば、就職制限会社等以外の会社等の役員等に就いた後に、当該会社等が就職制限会社等と合併し、合併後存続する会社等の役員等に就くこととなった場合 (当該就職制限会社等以外の会社等の役員等に就く際に当該合併について知っていた場合を除く。) などがこれに当たる (「公認会計士法」第 28 条の 2, 「同施行規則」第 13 条第 2 項第 1 号, 第 2 号)。
- ウ. × 相当の注意を怠ったにとどまる場合の懲戒処分は、故意に虚偽証明をした場合とは異なり、**戒告又は 2 年以内の業務の停止に限られる**ため、本肢は誤りである (「公認会計士法」第 30 条第 1 項, 第 2 項)。
- エ. ○ (「公認会計士法」第 34 条の 10 の 16, 第 34 条の 10 の 17)

## 問題 4 正解 4 (難易度: 易)

- ア. × 監査役会監査報告の内容が各監査役の監査報告の内容と異なる場合には、**各監査役の監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができるにとどまる**。したがって、本肢は誤りである (「会社計算規則」第 128 条第 2 項)。
- イ. ○ (「会社法」第 398 条第 1 項)
- ウ. ○ (「会社法」第 423 条第 1 項, 第 425 条第 1 項, 第 426 条第 1 項)
- エ. × 監査等委員会は監査役の独任制とは異なり、委員会として監査を行う機関であるため、**個々の監査等委員が監査役と同様の独任制を前提に職務を遂行するわけではない**。したがって、本肢は誤りである (「会社法」第 399 条の 2, 第 399 条の 3)。

## 問題 5 正解 4 (難易度: 易)

- ア. × 金融商品取引法上の監査証明に係る損害賠償責任では、**立証責任が転換され、監査人側が故意又は過失がなかったことを証明しなければ責任を免れない**。したがって、本肢は誤りである (「金融商品取引法」第 21 条第 1 項, 第 2 項)。
- イ. ○ (「金融商品取引法」第 193 条の 3 第 1 項)
- ウ. ○ (「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項)
- エ. × **監査概要書は財務局長等に提出される行政・監督上の資料であり、投資者が監査証明の概要を理解するための開示資料として位置付けられているものではない**。したがって、本肢は誤りである (「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第 5 条参照)。

**問題 6** 正解 3 (難易度: 易)

- ア. ○ 監査基準は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示を対象としているため、前段は正しい。また、不正リスク対応基準は、財務諸表の重要な虚偽表示の原因となる不正への対応を強化するために設定されたものである（「監査基準」第一、「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 2(1)、二 2(2)）。
- イ. × 不正リスク対応基準では、不正による重要な虚偽表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施する局面において、**職業的懐疑心を高めることが求められる**ため、常に同水準の職業的懐疑心を保持しなければならないとする本肢は誤りである（「監査における不正リスク対応基準」第一 5、「監査基準報告書 240」F11-2 項）。
- ウ. × 不正リスク対応基準は、**法令により準拠が求められている場合に**、監査基準及び監査に関する品質管理基準とともに、**一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成する**。したがって、本肢は誤りである（「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 3(1)、二 3(2)）。
- エ. ○ （「監査における不正リスク対応基準」第二参照）

**問題 7** 正解 6 (難易度: 易)

- ア. × 経営者への質問に対する回答に疑義がある場合に監査役等へ質問する趣旨は、**経営者の回答を信頼できるかを判断するための材料を得ること**にある。したがって、監査役等への質問は、必ずしも経営者の回答を否定する監査証拠の入手を目的とするわけではないため、本肢は誤りである（「監査基準報告書 240」20 項）。
- イ. × **経営者による内部統制を無効化するリスクは全ての企業に存在し、監査人の評価にかかわらず**、本肢の監査手続を含む**リスク対応手続が求められる**。したがって、本肢は誤りである（「監査基準報告書 240」30 項、31 項）。
- ウ. ○ 財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対する全般的な対応には、会計方針が経営者による利益調整に起因する不正な財務報告の可能性を示唆しているかどうかを評価することが含まれる（「監査基準報告書 240」28 項(2)）。
- エ. ○ （「監査基準報告書 240」35 項、A50 項）

## 問題 8

正解 3 (難易度: 易)

- ア. ○ (「監査に関する品質管理基準の改訂について (令和 3 年)」二 1, 「品質管理基準報告書第 1 号」19 項, 23 項~27 項)
- イ. × モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は, 当年度に識別された不備に対する是正措置だけでなく, **過去に識別された不備に対する是正措置の有効性も評価する**。したがって, 本肢は誤りである (「品質管理基準報告書第 1 号」43 項)。
- ウ. × **審査に関する文書は, 審査の対象とした監査業務に関する監査調書に含まれる**。したがって, 本肢は誤りである (「品質管理基準報告書第 2 号」29 項, 30 項)。
- エ. ○ (「品質管理基準報告書第 2 号」18 項, A8 項)

## 問題 9

正解 4 (難易度: 普)

- ア. × 全社的な内部統制に係る項目には様々なものがあるが, そのうち, **内部監査に係る全社的な内部統制が有効であるというだけで, 業務プロセスに係る内部統制の評価に際して, サンプルングの範囲を縮小するなど簡易な評価手続を取ることができるわけではない**。また, 内部監査に係る全社的な内部統制の評価結果が有効であると監査人が判断したとしても, **内部監査人の作業を利用する又は利用を拡大するには, 内部監査機能の客観性, 能力, 作業品質等を評価する必要がある**ため, 本肢は誤りである (「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」II 3(2)③, 「監査基準報告書 610」11 項, 12 項)。
- イ. ○ (「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」III 4(2))
- ウ. ○ (「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」II 1②)
- エ. × 財務諸表監査の過程で, 「経営者が内部統制評価の対象とした範囲に含まれない事業拠点又は業務プロセス」から開示すべき重要な不備を識別した場合には, 経営者は, **当該範囲を少なくともその会計期間の内部統制の評価及び監査の範囲に含める必要がある**。そのうえで, 監査人は, 経営者の評価範囲及び評価結果が適切か, 内部統制監査上の除外事項又は内部統制監査意見への影響を検討する必要があるため, 本肢は誤りである (「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」II 2(2)③, 「財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号」99 項, A51 項)。

## 問題10

正解 3 (難易度: 易)

- ア. ○ (「四半期レビュー基準の設定について (平成 19 年)」二 1)
- イ. × 期中レビューにおけるリスク評価は、**年度監査における重要な虚偽表示リスクの評価を基礎として、期中会計期間に生じた事象等を踏まえて検討する**。したがって、本肢は誤りである (「期中レビュー基準」第二 1, 3)。
- ウ. × 期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合、監査人は、**追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施**して結論への影響を検討しなければならない。したがって、本肢は誤りである (「期中レビュー基準」第二 8)。
- エ. ○ 除外事項を付した限定付結論を表明する場合には、結論の根拠の区分に、修正すべき事項、可能であれば当該事項が期中財務諸表に与える影響及び除外事項を付した限定付結論とした理由を記載する (「期中レビュー基準」第三 6)。

## 問題11

正解 5 (難易度: 易)

- ア. × 平成 14 年改訂後の監査報告書では、「実施した監査の概要」区分において、「監査は試査を基礎として行われている」ことを記載する時代があったが、**現行の監査報告書には「実施した監査の概要」区分は存在しない**。また、**現行の監査報告書には「監査は試査を基礎として行われている」ことを記載することはない**ため、本肢は誤りである (「監査基準の改訂について (平成 14 年)」三 9(2)①)。
- イ. ○ 現行の監査基準では、監査人の責任区分において、内部統制を検討する目的は内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない旨が示されている (「監査基準の改訂について (平成 22 年)」二 2, 「監査基準」第四 三(4))。
- ウ. × 平成 30 年改訂では「経営者の責任」区分を「経営者及び監査役等の責任」区分に変更し、監査役等の財務報告に関する責任を記載することとされた。しかし、当該区分に記載する**監査役等の財務報告に関する責任は**、財務諸表の作成責任ではなく、**財務報告プロセスを監視する責任**である (監査役等は、財務諸表の作成責任を負わない)。したがって、本肢は誤りである (「監査基準の改訂について (平成 30 年)」二 2, 「監査基準」第四 三(3))。
- エ. ○ 令和元年改訂以降、限定付適正意見を表明する場合、除外事項に重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を、意見の根拠区分に記載することが求められている (「監査基準の改訂について (令和元年)」二 1, 「監査基準」第四 四 1, 五 1)。

## 問題12

正解 1 (難易度: 易)

- ア. ○ (「監査基準」第一)
- イ. ○ (「監査基準」第三 三 9, 「監査基準報告書 580」9 項)
- ウ. × 意見を表明しない場合を除き, 無限定適正意見, **限定付適正意見**又は不適正意見のいずれを表明する場合であっても, **監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手し, 自己の意見を形成するに足る基礎を得る必要がある**。したがって, 十分かつ適切な監査証拠によって自己の意見を形成するに足る基礎を得たと判断した場合に, 限定付適正意見が表明されることもあるため, 本肢は誤りである(「監査基準」第四 一 3, 4, 「監査基準報告書 700」10 項, 11 項, 「同 705」6 項~8 項)。
- エ. × 精査を実施できる場合であっても, **監査には固有の限界があるため, 絶対的な保証を得ることはできない**。したがって, 本肢は誤りである(「監査基準」第一, 「監査基準報告書 200」A51 項)。

## 問題13

正解 2 (難易度: 難)

- ア. ○ 公認会計士は, 内閣府令で定める期間ごとに日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない(CPD 制度)。日本公認会計士協会は, 所定期間に研修を受けていない者について登録を抹消することができる(「公認会計士法」第 21 条第 2 項第 3 号, 第 28 条)。
- イ. × 監査法人の社員が**関与社員である場合には**, その配偶者が被監査会社等の役員等であることにより, **当該監査法人による監査証明業務が制限される**。しかし, 当該社員が**関与社員でない場合には**, **社員の半数以上の者の配偶者が被監査会社等の役員等でなければ, 当該監査法人による監査証明業務は制限されない**。したがって, 監査法人の社員のうちに社員本人でなくその配偶者のみが会社の役員を務めている場合であっても, その会社に対して当該監査法人による監査証明業務が禁止されない場合があるため, 本肢は誤りである(「公認会計士法」第 24 条第 1 項第 1 号, 第 34 条の 11 第 1 項第 2 号, 第 2 項, 「同施行令」第 14 条の 2, 第 15 条第 8 号)。
- ウ. ○ 会計監査人の任務懈怠責任を追究する場合, 損害賠償を請求するのは被監査会社であり, 契約債権者である被監査会社側が会計監査人の任務懈怠, 損害及び因果関係を主張立証しなければならない。なお, この場合, 会計監査人は, 抗弁として自己に帰責事由(故意又は過失)がなかったことを主張立証することにより, 当該損害賠償責任を免れ得る(「会社法」第 423 条第 1 項)。
- エ. × 監査調書は, **経験豊富な監査人が理解できるように作成する必要がある**。したがって, 本肢は誤りである(「監査基準報告書 230」7 項)。

## 問題14

正解 3 (難易度: 易)

- ア. ○ (「監査基準報告書 320」8 項(3))
- イ. × 重要性の基準値は、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額であるため、その決定にあたって**考慮されるのは量的要素(金額的重要性)のみ**であって、質的要素を考慮する必要はない。したがって、重要性の基準値は、**全ての未修正の虚偽表示が個別に又は集計しても重要性がないと評価できる金額として設定するものではない**ため、本肢は誤りである(「監査基準報告書 320」6 項)。
- ウ. × 重要性の基準値を高く設定した場合、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額は高くなり、**手続実施上の重要性も高く設定される**ため、本肢は誤りである(「監査基準報告書 320」10 項, A10 項)。
- エ. ○ (「監査基準報告書 320」11 項)

## 問題15

正解 5 (難易度: 易)

- ア. × 監査人の独立性に関するコミュニケーションのうち、報酬等及び非監査証明業務の内容に関する事項は、**上場会社等にのみ要求される**。したがって、本肢は誤りである(「監査基準報告書 260」18 項)。
- イ. ○ 監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項については、監査役等との双方向コミュニケーションが重要である。ただし、監査手続の有効性を損なわないよう、内容・時期・範囲に配慮する必要がある(「監査基準報告書 260」11-2JP 項, 「監査基準報告書 701」16 項, A60 項, A61 項)。
- ウ. × 監査人は、**重要な不備について、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告しなければならない**。本肢が示すような、特に重要なものは適時に、それ以外は監査の最終段階の協議時点で報告するといった規定はないため、本肢は誤りである(「監査基準報告書 265」8 項)。
- エ. ○ (「監査基準報告書 260」23 項, A53 項)

## 問題16

正解 3 (難易度: 易)

- ア. ○ 不正による重要な虚偽表示リスクとして識別されたリスクは、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない(「監査基準報告書 240」26 項, 「同 315」11 項(10), 31 項)。
- イ. × 特別な検討を必要とするリスクかどうかの判断は、**関連する内部統制を考慮する前の固有リスクの評価に基づいて行う**ため、本肢は誤りである(「監査基準報告書 315」11 項(10), 31 項)。
- ウ. × 特別な検討を必要とするリスクに対しては、内部統制の運用評価手続を実施したかどうかにかかわらず、**当該リスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない**。したがって、本肢は誤りである(「監査基準報告書 330」20 項)。
- エ. ○ (「監査基準報告書 315」25 項(1)①, A146 項)

## 問題17

## 正解 1 (難易度: 難)

- ア. ○ 同一ネットワーク・ファームから得られるモニタリング及び改善プロセス又は外部検査の結果に関する情報は、構成単位の監査人が適性及び適切な能力を有しているかどうかの判断に関連する情報である。しかし、当該情報を評価するだけでグループ監査責任者の判断を代替できるわけではなく、グループ監査責任者は当該情報の評価を踏まえて自ら判断する必要があるため、本肢は正しい（「監査基準報告書 600」26 項, A65 項）。
- イ. ○ グループ財務諸表に関する監査の基準は、連結プロセスを通じて複数の企業又は事業単位の財務情報を含むグループ財務諸表の監査に適用される。連結プロセスには、連結財務諸表の作成だけでなく、支店・部門等の財務情報の集計も含まれる（「監査基準報告書 600」2 項, 14 項(11)）。
- ウ. × グループ監査責任者は、監査報告書において、**法令により義務付けられている場合を除き**、構成単位の監査人の利用に関して言及してはならない。ただし、構成単位の監査人が要請された作業を実施又は完了できないことなどにより十分かつ適切な監査証拠を入手できず、監査意見に影響する場合、状況によっては監査報告書に構成単位の監査人への言及が必要になることがある。しかし、**そのような場合でも、構成単位の監査人の利用への言及及び責任が軽減されない旨の記載が常に要求されるわけではない**ため、本肢は誤りである（「監査基準報告書 600」53 項, A158 項）。
- エ. × グループ経営者によって課される制限により十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、**その影響がグループ財務諸表に対する意見を表明しないことにつながる**と判断した場合には、法令等で禁止されている場合を除き、監査契約の辞退又は解除等が求められる。したがって、意見を限定することにつながると判断されるだけで監査契約の辞退又は解除等が強制されるわけではないため、本肢は誤りである（「監査基準報告書 600」21 項）。

## 問題18

正解 4 (難易度: 易)

- ア. × 会計上の見積りに関連して会計基準上の要求事項が複雑ではない場合は、経営者への質問などの簡略なりスク評価手続を取ることができることがある。もっとも、**経営者の偏向の影響を受ける可能性は、経営者の主観性に依存する程度が高いほど高くなる**ため、本肢は誤りである（「監査基準報告書 540」A17 項, A20 項）。
- イ. ○（「監査基準報告書 540」12 項(5), A29 項）
- ウ. ○ 公正価値に関する期末日後の情報は、期末日時点で存在していた状況を反映しない場合がある。例えば、期末日後の市場価格の変動が期末日後に発生した状況を反映する場合には、期末日時点の公正価値測定に関連しないことがある（「監査基準報告書 540」20 項, A92 項）。
- エ. × 経営者の目的にとって都合の良い見積りとなるような重要な仮定やデータを選択又は設定していることは、経営者の偏向の兆候となるため、前段は正しい。一方、**状況の変化があったとの主観的な評価に基づいて会計上の見積り又は見積手法を変更していることも、経営者の偏向が存在する兆候に該当する**ため、本肢は誤りである（「監査基準報告書 540」A134 項）。

## 問題19

正解 4 (難易度: 普)

- ア. × 二重責任の原則から、企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による監査上の主要な検討事項の報告は、経営者による開示を代替するものではない。しかし、監査人が監査上の主要な検討事項の報告に**未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すことが適切**であり、この際、**経営者には監査人からの要請に積極的に対応することが期待されている**。つまり、監査人による監査上の主要な検討事項の報告が財務諸表の作成に対する経営者の姿勢に影響を与えないとはいえないため、本肢は誤りである（「監査基準の改訂について（平成 30 年）」二 1(5), 「監査基準報告書 701」A36 項）。
- イ. ○ 監査上の主要な検討事項として決定した事項でも、法令等が公表を禁止している場合又は公表による不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれる極めて限定的な場合には報告しない。ただし、企業が当該事項に関する情報を公表している場合には、この取扱いにより報告を省略することはできない（「監査基準報告書 701」13 項）。
- ウ. ○ 継続企業の前提に関する重要な不確実性は、その性質上、監査上の主要な検討事項に該当するが、監査報告書では「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分で報告する。そのため、「監査上の主要な検討事項」区分には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に記載された事項を除いている旨を記載する（「監査基準報告書 570」21 項, 「同 701」14 項）。
- エ. × 監査人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、当年度の財務諸表の監査の過程において**特に注意を払った事項を決定し、その中から特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定**する。したがって、本肢は誤りである（「監査基準報告書 701」8 項, 9 項）。

## 問題20

正解 5 (難易度: 普)

- ア. × **財務諸表の作成基準が明確に確立していない状況において、利害関係者の中で決定した枠組みを受入可能と判断できれば、特別目的の財務報告の枠組みとして取り扱うことがある。**したがって、本肢は誤りである（「監査基準報告書 800」5 項(2), 7 項, A2 項）。
- イ. ○（「監査基準報告書 800」A16 項）
- ウ. × 完全な一組の財務諸表に含まれる個別の財務表について無限定意見を表明する場合、完全な一組の財務諸表に対して意見不表明又は不適正意見を表明しているときは、当該個別の財務表に対する無限定意見の表明が制限される。しかし、本肢の**キャッシュ・フロー計算書は、会社法上の計算書類を構成するものではなく、完全な一組の財務諸表に含まれる個別の財務表に該当しない。**したがって、**計算書類に対して意見不表明の監査報告を行っていても、当該計算書類に含まれないキャッシュ・フロー計算書については意見を表明できる場合もある**ため、本肢は誤りである（「会社法」第 435 条第 2 項, 「会社計算規則」第 59 条第 1 項, 「監査基準報告書 805」13 項, A23 項～A25 項）。
- エ. ○ 特別目的の財務諸表に対する監査報告書では、財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨の注意喚起に加えて、当該監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない（「監査基準報告書 800」14 項）。